



確定申告にあたって のお役立ち情報

※ はじめに

2月に入り、いよいよ確定申告の時期が近づいてきました。資料の整理や帳簿の作成具合の進捗はいかがでしょうか。生命保険などの各種証明書は原本が必要になります。紛失などでまだ手許にない方は、3月15日間近に問合せすると混雑して間に合わない可能性がありますので、早め早めのご準備をお勧めします。

平成25年度確定申告に関する改正として主なものは、復興特別所得税が新たに課せられる点が挙げられます。平成49年まで所得税額の2.1%を上乗せして納めることとなります。

年明け以降、非常に寒い日が続きます。皆様どうぞご自愛ください。

※ ワンポイント解説

確定申告お役立ち情報

目前に控えた確定申告。今回は確定申告における各種項目の中で、「医療費控除」「ふるさと納税」「ご家族の方への給与(専従者給与)」をピックアップしてご説明いたします。また、よくあるご質問としてその他の項目も挙げておりますので、確定申告にあたって参考にさせていただければと思います。

※ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフコラム

ワンポイント解説

1. 医療費控除について

(1) 概要

医療費を支払った場合に一定の金額(下記(3)参照)を所得から控除することができる制度

(2) 範囲

①「人」の範囲

本人分だけではなく配偶者・子・両親など本人が扶養している親族にかかる医療費を本人が代わりに支払っている場合は、控除の対象に含まれる。

②「医療費」の範囲

病院の診察等治療にかかる費用、薬局で購入したかぜ薬などの医薬品、介護サービス事業者等に対して支払う費用等が挙げられます。その他通院のためのタクシー代といった交通費も対象となります。

実際には個別に判断していくこととなりますが、イメージとして「治療のために必要なもの」「保険が適用されるもの」は基本的に対象になるとして頂いて結構です。

③その他代表例

人間ドックの費用については、病気を発見しそのまま治療に移行した場合に限り対象となります。人間ドックにより病気が発見されないケースでは、病気の予防という位置付け(治療ではない)となり医療費控除の対象とはなりません。

保険が適用されない自費診療で対象となるものの代表例として、レーシックやインプラントの費用も対象となります。

(3) 対象となる金額

支払った金額から保険金等で補てんされる金額を差引く必要があります。その金額が **10 万円(総所得金額等が 200 万円未満の方は、総所得金額等の 5%)** を超えるのであれば医療費控除の対象となります。

仮に 15 万円の支払いがございましたら、15 万円△10 万円=5 万円が所得から控除できる計算となりますので、控除できる税額は「5 万円×税率分」となります。

なお、収入が 310 万円前後でほしい総所得金額等は 200 万円となりますので、ひとつの目安としてください。従って収入が 310 万円未満の方は医療費が 10 万円に満たない場合でも対象になる可能性がございます。

※ 総所得金額等とは、各種所得の合計額という位置付けとなっております。細くなるため詳細は割愛させていただきます。

2. ふるさと納税について

(1) 概要

お聞きになったことがある方も多いと思います。ふるさと納税という名称になっていますが、制度としては**特定の県や市に対してお金を寄付する**というものです。

この寄付した金額が**所得税・住民税から一部控除**されますので、結果的に住んでいる所以外の**特定の県・市に納税しているのと同じ効果**となります。なお、故郷に限らず好きな県や市(複数可)に寄付しても OK です。

例として大阪市内に 10 万円の住民税を納付する方がいらつしやると思います。鳥取市に 2 万円寄付すれば、大阪市内に納める住民税は 10 万円△2 万円=8 万円となりま

す。つまり総額 10 万円の住民税を大阪市 8 万円、鳥取市 2 万円という形で分けることができます。

各地方自治体にすれば、寄付を受けることにより財源が潤うので、一定額を寄付した方には特産品をプレゼントするなど、寄付獲得のために様々な特典を用意しているようです。

(2) 申込み・手続き

各自治体 HP から申し込むことができます。また各自治体の特典をまとめた「ふるさとチョイス」という HP もございます。申込みをして寄付を行えば、後日控除証明書が送付されますので、確定申告まで保管しておいてください。確定申告時に控除証明書を添付して確定申告書を提出します。

なお、年末調整では対応できませんのでご注意ください。

(3) 税金関係の影響

確定申告書を提出することによる税金の取扱いは下記のようになります。

所得税：「(寄付金額△2,000 円)×所得税率 5%~40%」で計算された金額が還付されます。

住民税：「(寄付金額△2,000 円)△既に還付を受けた所得税」で計算された金額が住民税から控除されます。

例えば 2 万円寄付をしたケースでは、税金から控除される金額は 18,000 円、本人負担額は 2,000 円となります。

ただし、税金から控除できる限度額は住民税額×10%となりますので注意が必要です。仮に給与 500 万円で夫婦+子供 1 人であれば、控除限度額は 2 万円が目安となります。

(4) 最後に

年末にはふるさと納税がよく取り上げられておりました。控除限度額にさえ注意すれば、**2,000 円の自己負担**で特定の県や市を応援することができ、さらに 2,000 円以上の価値がある特産品をもらえる！ということで主婦の方に人気があるようです(5,000 円以上の一定の寄付金額が必要など条件はあります。なお、金額は各市町村単位で違います)。

また、税金の使い道を指定することもできますので、自身の考えにあった取組みをしている県や市を応援するのも良いと思います。

今から寄付をした場合は今回の確定申告ではなく、次回の確定申告の対象となります。今回の確定申告では利用できませんが、自身の出身地がどういった特色を出しているか見てみるのもおもしろいかも知れません。

なお、武原出身の大阪市では 10 万円以上の寄付で橋下市長の感謝状。中前出身の奈良県では 5 万円以上の寄付で三輪そうめん 1,600g がもらえるようです。

3. ご家族に対する給与について

一緒に暮らしているご家族(生計一の親族)に対する給与は基本的に経費として認められませんが、青色申告の方は「青色事業専従者給与」、白色申告の方は「白色事業専従者控除」という特別な制度により経費とすることが可能です。具体的な要件・金額について次ページでまとめます。

	青色事業専従者 給与	白色専従者 控除
基本的な考え	従業員と同じ給与という位置付け	給与に相当するものとして、特別に認められた一定の控除額
要件：届出	3月15日までに氏名、職務の内容、給与の金額、支給時期等を記載した届出書の提出が必要	不要
要件：勤務	一年を通じて6か月を超える期間、勤務していることが要件。 この仕事で食べていってるという位置付けであるため、他にメインとなる収入がある場合は適用できない。	
効果：金額	実際に支払った金額 (届出書に記載した金額の範囲内) 例：月10万円で年間120万円など。従業員と同じ勤務形態であれば従業員と同水準の金額でもOK	①と②のいずれか低い金額 ①50万円(配偶者は86万円) ②事業にかかる所得÷(専従者+1)で算出した金額
注意：扶養	扶養控除(配偶者控除含む)は適用できない。 従って、扶養控除38万円が適用できない代わりに、経費として上記一定額が認められることとなる。	
注意：赤字	赤字でも計上できる。 (給与として適正な金額の範囲内)	計上できない。 (一定額を控除する制度であるため)
注意：支払い	給与であるため、実際に支払わないと経費にならない。	給与に相当するものであるため、支払わなくてもOK。

4. よくあるご質問

Q: 子供の国民年金を口座引き落としで支払っています。この支払額は親である私の社会保険料控除に含めてよろしいでしょうか？

A: 上記にある医療費控除も含め、各種控除については「**支払っている方**」の控除とすることができます。今回のご質問については、扶養者である親が子供の年金を支払っておりますので控除の対象となりうると考えられます。

ただし、口座引き落としのケースでは注意が必要です。口座名義が「親又は子共」いずれかで取扱いが変わります。親名義であれば控除可能、子供名義であれば子供が支払っているため、親の控除とすることができません。

口座振替ではなく、現金で親が支払っている場合は、親の控除に含めることができます。

Q: 確定申告にあたって源泉徴収票や生命保険料控除の証明書など、各種証明書が必要と聞きました。証明書を紛失したのですがなんとかなりませんか？また証明書がなくても支払額がわかれば良いのではないですか？

A: 各種控除にかかる証明書は原本が必要です。原本を提出することにより控除が認められ税金が安くなります。

ただし、e-tax(電子申告)で提出すれば原本の提出を省略することができます。省略はできますが、後日いつでも書類を提示できるようにしっかりと保存する必要があります。

またe-taxで申告すれば原本を手元に残しておくことができますので、弊所では基本的にe-taxでの申告を推奨しております。

Q: e-tax(電子申告)ってどういう制度ですか？何か事前に用意すべきなのでしょうか？

A: e-tax(電子申告)とは書面での申告書提出ではなく、インターネットを通じて電子データで申告書の提出を行う制度です。

納税者自身が申告書を提出するケースでは、住民基本台帳カード、ICカードリーダーをご準備頂き、電子申告の開始届の提出を提出する必要があります。

弊所にご依頼頂き税理士が代理で申告書を提出するケースでは、特に準備頂くものはございません。代理で電子申告の開始届を提出させていただきます。

特に負担は生じず、原本もお手元に残せるので非常に便利だと考えます。

Q: 税務署から確定申告書が届かないのですが、待っていれば良いのですか？

A: e-taxで申告を行った場合、翌年度から確定申告書は送付されません。なお、納付書は送付されることとなっております。

5. 確定申告にあたって

いよいよ2月16日(日)から確定申告期間に突入します。本年度の所得税の申告期限は3月17日(月)まで、消費税の申告期限は3月31日(月)までとなっております。

確定申告時期は税理士にとって一番社会貢献できる時期でもあります。日頃の感謝の気持ちを少しでも恩返しできればという気持ちで取り組んでまいります！

また、弊所では確定申告のキャンペーンを行っております。お知り合いの方でお困りの方がいらっしゃいましたら是非お声掛けください！簡単な内容で少しだけ話を聞きたいというレベルでございましたら無料で対応させていただきますので気軽におっしゃってください。

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 公益財団法人ひょうご活性化センター 登録専門家 公益社団法人東納税協会 記帳指導員		

☆ スタッフコラム ☆

毎年恒例となったえべっさん参りにいってきました。

今宮戎に1月9日にお参りしました。宵えびすの日中ということで比較的すいていて、福娘二人がかりで吉兆をつけてくれました。それと、帰ってきてから知ったのですが、えべっさんは耳が遠いので、お参りのあとお社の裏側を叩いて再度お願いすると良いそうですね。神様のお住まいをばんばん叩くとは、他の宗教にはなさそうな風習です。

